

重要なお知らせ

保護者の皆様へ

緊急事態宣言下における保育所等の対応について

14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が先に発令された東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に引き続き、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県を区域として発令されることとなりました。

これを踏まえた保育所等の対応については、昨年の4、5月における緊急事態宣言時とは異なります。感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することとなります。

緊急事態宣言期間が2月7日までとされており、今後の登園については、登園の自粛を求めない方向ではありますが、以下の症状がある場合は登園を控えていただけますようお願いいたします。

- ① 園児に発熱の症状がある場合
- ② 同居されている方で発熱症状がある場合
- ③ 倦怠感、咳等の症状がある場合 ※医師により風邪であることが確定されている場合は除く
- ④ 園児又は同居されている方が、陽性者及び濃厚接触者の疑いがある場合
- ⑤ 同居されている方で、事業場等で陽性者が発覚した場合、本人が濃厚接触者ではないと確定されるまで、登園は控えていただくこととなります。

一方、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」等の取扱いについて、下記のとおりとなりますので、ご留意いただけますようお願いいたします。

● 利用者負担額について

保育所等が新型コロナウイルス感染症により、臨時休園した場合。

<計算式>

- 3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25

また、2号認定子どもの副食費の取扱いについては、徴収額の減額等の対応が考えられます。

↳裏頁に続く

○ 新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」の取扱いについて FAQ

(問)

利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合か。

(答)

利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等の可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。

- ① 子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
 - ② 地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
 - ③ 保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対愛し、市区町村からの登園回避の要請・同意を行った場合
 - ④ 小中高の全国一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合
- ※ なお、その他、施設整備協力金等につきましては、日割り計算等による減額及び返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<厚生労働省 事務連絡より抜粋>

令和3年1月14日

美木多いっちゃん保育園
ベビーセンターいっちゃん保育園